

外形標準課税に関するQ & A

平成23年3月

岐阜県総務部税務課

岐阜県では、納税者の皆様から寄せられたご質問を中心に平成16年12月より「外形標準課税に関するQ&A」を税務課ホームページにおいて掲載しております。

ご参照のうえ、外形標準課税に係る申告事務などにお役立てください。

<目次>

1 付加価値額総論

Q番号	ご質問の内容
1	付加価値額を計上する事業年度
2	決算整理において未払費用として計上される棚卸資産等に係る付加価値額を計上する事業年度
3	匿名組合の取扱い
4	共同企業体（JV）における付加価値額の取扱い
5	収入金額課税事業とそれ以外の事業を併せて行う法人における外形の対象となる付加価値割額及び資本金等の額の算定方法

2 報酬給与額

Q番号	ご質問の内容
6	法定福利費の取扱い
7	所得税における非課税所得（通勤手当）の取扱い
8	退職給付引当金を報酬給与額として計上する事業年度
9	賞与引当金を報酬給与額として計上する事業年度
10	自社ビルを建設する場合における人件費の取扱い
11	イベントの手伝いの対価として、グループ企業従業員へ支払った金銭手当の取扱い
12	宿日直手当のうち所得税において非課税とされる額の取扱い
13	残業時の食事代の取扱い
14	弁護士等への顧問料、強化スポーツ専属トレーナー等への報酬等の取扱い
15	慶弔金等の福利厚生費の取扱い
16	会社が従業員の活動に対して補助金や助成金を出している場合の取扱い
17	雑収入として受け取った雇用調整助成金の取扱い
18	退職金の所得税額を算定する場合における退職所得控除額の取扱い
19	傷害保険に係る保険料の取扱い
20	法人が役員又は使用人の遺族に対して支払う弔慰金の取扱い
21	外国の出張所に勤務する者に係る給与の取扱い
22	外国の支店に勤務する者が外国法人に出向している場合の取扱い
23	委託契約料に含まれるアルバイト代の取扱い
24	請負契約に基づく支払額の取扱い
25	自社が所有する社宅を従業員に賃貸した場合の取扱い
26	法人が独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて、その被共済者のために支出する掛金の取扱い
27	元請業者が独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金共済に関する制度に基づいて、下請業者分を含めて掛金を一括支出した場合の取扱い
28	独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金共済に関する制度に基づいて、掛金の払い戻しを受けた場合の取扱い
29	企業年金に係る過去勤務債務に充てた掛金の取扱い

Q番号	ご質問の内容
30	厚生年金基金の掛金及び法定福利費の取扱い
31	年金基金の事務費に充てるための掛金の取扱い
32	出向に関して支払われる経営指導料の取扱い
33	出向先から給与負担金を受け取る場合における出向に係る報酬給与額の算定方法
34	研修生に支払う給与等の取扱い
35	出向に関して支払われる退職給与負担金の取扱い
36	派遣契約料に含まれる旅費等の取扱い
37	労働者派遣法に基づく労働者派遣の取扱い
38	労働者派遣法に基づかない労働者派遣の取扱い
39	報酬給与額の算定における労働者派遣の取扱い
40	共同企業体（JV）に自社の社員を出向させている場合の取扱い
41	給与協定が締結されていない共同企業体（JV）に自社の社員を出向させている場合の報酬給与額の算定方法
42	給与協定が締結されている共同企業体（JV）に自社の社員を出向させている場合の報酬給与額の算定方法
43	給与協定が締結されている共同企業体（JV）に労働者派遣法に基づく派遣を受けた社員を出向させている場合の報酬給与額の算定方法
44	1人の社員が複数の共同企業体（JV）に同時期に出向している場合の取扱い
45	共同企業体（JV）の協定給与額に非課税手当や法定福利費等が含まれる場合の取扱い

3 純支払利子

Q番号	ご質問の内容
46	金融業における受取利息及び支払利息の取扱い
47	クレジットカード会社に対してその加盟店が支払う加盟店手数料の取扱い
48	ファクタリング契約における手数料の取扱い
49	金融機関に支払う保証料の取扱い
50	金融機関に対して支払うコミットメント・フィーの取扱い
51	信用状取引に伴い生じる手数料の取扱い
52	手形売却時の手数料の取扱い
53	外貨建て貸付（インパクトローン）における為替差損益の取扱い
54	金融業者に支払う繰上弁済（繰上償還）手数料の取扱い
55	信用取引における「日歩」、「逆日歩」、「株の借入料」の取扱い
56	利子税、延滞税、地方税の延滞金の取扱い
57	匿名組合契約に基づいて匿名組合員が受ける配当の取扱い
58	固定資産税における前納報奨金の取扱い
59	国又は地方公共団体から受け取る利子補給金の取扱い
60	生命保険又は損害保険で受け取る据置配当の取扱い
61	過去に計上した未収利息を貸倒処理した場合の取扱い
62	リース取引に係る利息相当額の取扱い
63	法人税法上のリース取引に係る利息相当額の算定方法
64	償却原価法を適用している有価証券における額面価額と取得価額の差額の取扱い

4 純支払賃借料

Q番号	ご質問の内容
65	港湾管理者に支払う水域占用料の取扱い
66	売買仲介手数料の取扱い
67	貨物用コンテナを店舗として使用している場合におけるコンテナ借上料の取扱い
68	リゾート施設を所有する福利厚生会社に支払っている法人会員料の取扱い
69	委託料に含まれる賃借料相当額の取扱い
70	ビル等の屋上や壁面に構築物を設置する場合に支払う設置料の取扱い
71	住宅展示場に出展する場合に支払う出展料の取扱い
72	鉄道会社が他社の所有する駅を使用する場合に支払う共同使用料の取扱い
73	国有資産等の賃借料の積算根拠に国有資産等所在市町村交付金を利用している場合の取扱い
74	自動販売機等の設置契約料の取扱い
75	不動産業及び倉庫業などにおける土地や家屋の賃貸収入の取扱い
76	野立看板広告料、電柱広告料の取扱い
77	国等に対して支払う道路占有料や行政財産使用料などの取扱い
78	土地をコインパーキングとして利用し、そこから得る収入の取扱い
79	ウィークリーマンションやホテルを1ヶ月以上続けて賃借した場合の取扱い
80	賃貸借契約における権利金、敷金、保証金などの取扱い
81	賃貸借契約における礼金の取扱い
82	保証金の償却額の取扱い
83	テナント契約に係る賃借料（売上高に応じた変動家賃）の取扱い
84	契約期間満了前に退去したことにより受け取る違約金の取扱い
85	荷物の保管料の取扱い
86	保税倉庫における荷物の保管料の取扱い
87	消化仕入契約における賃借料相当額の取扱い
88	建設協力金を預託している場合の支払家賃等の取扱い

5 単年度損益

Q番号	ご質問の内容
89	単年度損益がマイナスの場合の付加価値額の算定
90	会社更生手続中に発生した遅延損害金及び債務免除益の取扱い

6 資本金等の額

Q番号	ご質問の内容
91	資本の金額又は出資金額の判定日
92	資本準備金からその他資本剰余金に振り替えた部分の取扱い
93	法人が匿名組合契約により組合員から出資を受けた場合の取扱い
94	総資産の帳簿価額及び特定子会社株式の帳簿価額の算定における特定子会社株式に係る投資損失引当金の取扱い
95	資本金又は資本準備金を取り崩し、欠損のてん補又は損失のてん補に充てた場合の資本割の取扱い
96	資本金等の額から剰余金による損失のてん補に充てる額を控除する事業年度
97	合併前に剰余金による損失のてん補を行った法人が適格吸収合併された場合の取扱い

7 申告納付

Q番号	ご質問の内容
-----	--------

98	清算予納申告における控除対象税額の範囲
99	分割法人における付加価値額等の算定方法
100	申告書等の提出先
101	事務所等ごとの記載が困難な場合の別表5の3の記載方法
102	明細が多岐にわたる場合の別表5の3～5の5の記載方法
103	別表5の3の2における「派遣人数／労働時間数」の記載方法
104	純支払利子額（支払賃借料）が「0」となる場合の別表5の4及び5の5の提出義務
105	別表5の5における支払賃借料（受取賃借料）の記載方法
106	徴収猶予の具体的適用要件
107	徴収猶予の申請手続きの方法
108	前事業年度が黒字の法人の予定申告税額（所得割）に係る徴収猶予

8 その他

Q番号	ご質問の内容
109	「一般社団法人」及び「一般財団法人」の取扱い

<参照条文凡例>

本文中、参照条文等については特に必要がない限り、次のとおり略号をもって示しています。また、条文番号については、略号をもって表示しているものは下記のように省略して表記しています。

(例) 地方税法第72条の15第1項第1号
 …… 法72の15①I

地方税法 …… 法
 地方税法附則 …… 法附則
 地方税法施行令 …… 令
 地方税法施行規則 …… 規
 法人税法 …… 法法
 総務省取扱通知 …… 取扱通知

(「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」(事業税分))

1 付加価値額総論

Q 1	経費について会計上の処理を行うに当たり、実際に支出する事業年度とそれを費用化する事業年度が異なることがあります。報酬給与額、支払利子及び支払賃借料を計上する事業年度は、どちらの事業年度となりますか。
-----	---

A 報酬給与額、支払利子額及び支払賃借料を計上する事業年度は、原則として、法人税の課税標準となる所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される事業年度とされています。ただし、棚卸資産、有価証券、固定資産又は繰延資産（社債発行差金を除きます。）に係る給与、支払利子又は支払賃借料については、法人税の課税標準となる所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される事業年度においてではなく、法人が実際にこれらを支払う事業年度に報酬給与額、支払利子又は支払賃借料として計上します。

なお、受取利子及び受取賃借料を計上する事業年度は、法人税の課税標準となる所得又は連結所得の計算上益金の額に算入される事業年度とされています。（取扱通知4の1の2）

Q 2	決算整理において未払費用として計上される棚卸資産等に係る給与、支払利子又は支払賃借料は、未払費用として計上する事業年度（X年度）と実際に支払う事業年度（X+1年度）のいずれの事業年度の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料に計上すればよいのですか。
-----	--

A 報酬給与額、支払利子又は支払賃借料を計上する事業年度は、原則として、法人税の課税標準となる所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される事業年度とされています。しかし、この原則を貫くと、棚卸資産などのように資産として計上され、支払う事業年度以後に分割して損金に算入されるものについて、その内訳（報酬給与額、支払利子又は支払賃借料）を損金算入時まで個々に管理しなければならず、法人に過度の事務負担を求めることとなります。そこで、棚卸資産等に係るものについては、法72の15④、令20の2の2により、法人税の損金算入事業年度ではなく、「支出される」事業年度（取扱通知4の1の2では「支払う」事業年度と記載）の報酬給与額、支払利子又は支払賃借料として計上することとされています。

なお、本件のように棚卸資産等に係る給与、支払利子又は支払賃借料をX年度において未払費用として計上し、X+1年度に実際に支払う場合における「支出される」事業年度は、発生主義により、費用として発生する事業年度（未払費用として計上するX年度）となります。

Q 3	組合の各事業年度の給与、利子又は賃借料については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したものを各組合員の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料として取り扱うものとされていますが、ここにいう組合に、匿名組合は含まれますか。
-----	---

A 商法第2編第4章の規定による匿名組合は、ここにいう組合に含まれません。

したがって、当該匿名組合の給与、利子又は賃借料については、すべて営業者たる法人に帰属するものとして取り扱います。

Q 4	共同企業体（JV）の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料の取扱いはどのようになりますか。
-----	---

A いわゆる共同企業体（JV）は民法上の組合にあたり、組合自体は単なる契約関係であって課税法人ではないことから、組合事業の損益は規約等により定められた分配割合に基づき、その組合員たる法人に帰属することとされています。

したがって、いわゆる共同企業体（JV）の各事業年度の給与、利子又は賃借料については、その分配割合に基づいて各組合員に分配したものを、各組合員の報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料として取り扱うこととされています。（取扱通知4の1の4）

Q 5	収入金額課税事業と収入金額課税事業以外の事業とを併せて行っている場合において、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額を算定するに当たり、収入金額課税事業に対応する付加価値額及び資本金等の額をそれぞれ除外することはできますか。
-----	--

A 収入金額課税事業と収入金額課税事業以外の事業とを併せて行っている場合における付加価値割及び資本割の課税標準額は、収入金額課税事業に対応する付加価値額及び資本金等の額をそれぞれ除外して算定します。その具体的な算定方法については、次のとおりです。

<付加価値割の課税標準となる付加価値額の算定方法>

原則として、収入金額課税事業と収入金額課税事業以外の事業とにそれぞれ区分して経理されたところによって課税標準となる付加価値額を算定しますが、両事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通する収入金額又は経費を両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって課税標準となる付加価値額を算定します。（取扱通知4の9の5）

<資本割の課税標準となる資本金等の額の算定方法>

事業年度終了の日（中間申告を行う場合にあつては、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在において収入金額課税事業と収入金額課税事業以外の事業とにそれぞれ従事する従業者の数であん分した額をもって、課税標準となる資本金等の額を算定します。

この場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び所得割の課税標準となる所得の算定に用いた事業の売上高等最も妥当と認められる基準によってあん分します。（取扱通知4の6の9）

2 報酬給与額

Q 6	いわゆる法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料等）は報酬給与額に含めますか。
-----	--

A いわゆる法定福利費は、社会政策の観点から、その拠出が法令で義務づけられているものであり、強制的な公的負担であるという点で、任意に拠出される給与や確定給付企業年金の掛金等とは性格が異なることから、基本的には、報酬給与額の対象にはなりません。（法72の15①）

<法定福利費>

- ・健康保険及び介護保険の保険料（健康保険法161）
- ・厚生年金保険の保険料（厚生年金保険法82）
- ・雇用保険の保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律10、30）
- ・労働者災害補償保険の保険料（同上）
- ・船員保険の保険料（船員保険法60）
- ・児童手当拠出金（児童手当法18、20）
- ・障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律53）
- ・法定補償（休業補償）（労働基準法76）

Q7	通勤手当のうち、所得税における非課税所得とされる額は、報酬給与額に含まれますか。
----	--

A 報酬給与額は、原則として、所得税における給与所得・退職所得であり、かつ、法人税において損金算入されるものが対象となります（法72の15①、取扱通知4の2の3）ので、通勤手当のうち所得税において非課税所得とされる額（非課税通勤手当）は報酬給与額とされていません。

なお、収益配分額（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）の算定に当たっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）を除いた金額を基礎とします（取扱通知4の1の3）が、この通勤手当に係る報酬給与額を算定する際に、消費税等を除いた通勤手当の全体額から、消費税等を含めたままの非課税通勤手当を控除することのないようご注意ください。

Q8	退職給付引当金の報酬給与額への算入事業年度は、引当金として繰り入れた事業年度になるのですか、あるいは実際に退職者に支払った事業年度となるのですか。
----	---

A 退職給付引当金繰入額（退職給付費用）については、法人税の所得（連結所得）の計算上損金の額には算入されません。

引当金を取り崩し、実際に退職金を支払う段階で損金に算入されますので、実際に支払う事業年度（損金算入される事業年度）の報酬給与額に算入します。なお、その金額についても、損金として算入される額を報酬給与額に算入します。（法72の15①）

Q9	<p>毎年6月に従業員に賞与を支払っていますが、前事業年度の3月末決算で賞与引当金として計上している場合には、どの事業年度の報酬給与額とすればよいのですか。</p> <p>なお、賞与引当金は、法人税法上損金不算入のため別表4で加算処理し、次年度の決算時に賞与として計上し、損金算入しています。</p>
----	--

A 報酬給与額は、当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの又は当該事業年度の終了する日の属する連結事業年度の連結所得の計算上損金の額に算入されるものが含まれます。（法72の15①）

したがって、報酬給与額が帰属する時期については、原則として、法人税の所得の計算上損金の額に算入した事業年度と一致することとなりますので、実際に賞与として支払い、損金算入し

た6月を含む事業年度の報酬給与額とします。

Q10	自社ビルを建設する場合において、年度末に未完成の場合は、建設仮勘定にそれまでにかかった費用を計上しており、この費用の中には、当然人件費も含まれております。この場合の人件費は、報酬給与額として付加価値割の課税標準を構成することとなるのですか。また、構成するとしたら、どの事業年度の報酬給与額とされますか。
-----	---

A 自社ビルを建設する場合、それに要する人件費部分は報酬給与額として、付加価値割の課税標準に含まれます。

また、その事業年度末までに自社ビルが完成に至らず、仮勘定にそれまでに要した費用を計上する場合も、その事業年度の人件費部分は、報酬給与額として、付加価値割の課税標準に含まれます。

なお、ビルのような有形固定資産については、法人税の所得の計算上、建設のための費用は建設仮勘定として貸借対照表の資産の部に計上され、完成して事業の用に供されることとなった後、償却費として損金経理された金額のうち、償却限度額に達するまでの金額が損金の額に算入されることとなりますので、建設途中で支払った給与のうち、どの部分が減価償却を計上する事業年度の損金に算入されているかを把握することは困難です。

このため、減価償却される有形固定資産については、各事業年度において支払われ、建設仮勘定として新たに資産計上される事業年度の報酬給与額とすることとされています。

(取扱通知4の1の2)。

Q11	グループ企業全体でのイベントを行った際に、グループ内の他法人から従業員の提供を受け、当法人に金銭手当を支払いました。 なお、この従業員の提供は出向・派遣というようなものではなく、単にイベントの手伝いをしたというものであり、当該金銭手当については、雑費として支出しましたが、従業員に支払う際、給料として源泉徴収を行いました。 このような金銭手当について、報酬給与額の対象となりますか。
-----	---

A 報酬給与額とは、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものをいうのであり、定期・定額で支給されるものや不定期・業績比例で支給されるものなど、その形態を問わず、また、給料、手当、賞与等その名称を問わないものです。この場合における「これに準ずる関係」とは、法人と役員間の委任関係などが該当しますが、請負関係は含まれません。(取扱通知4の2の1)

また、報酬給与額の対象となる役員又は使用人には、顧問等の非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれます。(取扱通知4の2の2)

したがって、単にイベントの手伝いという形態であっても、貴社と他法人の従業員との間に雇用関係があることには変わりはないため、当該金銭手当が、法人税において損金算入されるものであれば、報酬給与額の対象となります。(法72の15①)

Q 1 2	宿日直手当のうち、所得税において非課税とされる額については、報酬給与額に含める必要がありますか。
-------	--

A 取扱通知4の2の3に「報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされているものをいい（以下省略）」と規定されており、この規定は、「報酬給与額には、原則として、所得税において給与所得又は退職所得として課税される部分を算入する」ことを意味しています。

以上のことから、宿日直手当のうち、所得税が非課税となるとされる額に相当する金額については、報酬給与額に含める必要はありません。

＜報酬給与額に該当する手当＞

○給与・賃金の性質を有するもの：家族手当、皆勤手当、住宅手当、時間外勤務手当、
残業手当、休日出勤手当、役付手当、職務手当、
出来高手当 等

○賞与の性質を有するもの：期末手当 等

これら以外での名称の手当であっても、労働の提供の対価であり、所得税において給与所得又は退職給与とされていれば、報酬給与となります。

Q 1 3	社員の残業時の食事代は、報酬給与額に含めるのですか。
-------	----------------------------

A 取扱通知4の2の3に「報酬給与額とは、原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされているものをいい（以下省略）」と規定されており、この規定は、「報酬給与額には、原則として、所得税において給与所得又は退職所得として課税される部分を算入する」ことを意味しています。

なお、残業又は宿日直をした者に支給する食事代については、時間外勤務等に伴う実費弁償的なものである点を考慮し、通常の食事代の範囲内であれば所得税が非課税となります。（所得税法基本通達36-24）

以上のことから、通常の食事代の範囲内であれば報酬給与額には含めません。

Q 1 4	弁護士・税理士などへの顧問料、強化スポーツ専属トレーナーなどへの報酬、講演の謝礼などは報酬給与額に含まれますか。
-------	--

A 顧問料、トレーナー報酬などは、一般的には所得税において事業所得として取り扱われることから、報酬給与額には含まれません。また、講演の謝礼なども一般的に給与所得とはならないため、報酬給与額には含まれません。

ただし、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき、労務の提供の対価として支払っており、所得税においても給与所得とされる場合には、報酬給与額に含まれます。（取扱通知4の2の3）

Q 1 5	慶弔金等の福利厚生費は報酬給与額の対象となりますか。
-------	----------------------------

A 福利厚生費については、一般的には、所得税において給与所得又は退職所得として課税されることはないため、報酬給与額とはなりません。名目上福利厚生費とされているものであっても、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合には、報酬給与額となりますので、留意が必要です。(取扱通知4の2の3)

Q 1 6	会社が従業員の運動会等の活動に対して補助金や助成金を出している場合には、報酬給与額となりますか。
-------	--

A 所得税法では、従業員のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる旅行、演芸会、運動会等の行事は、簡易なものが多く、参加者全員の希望を十分満たすものばかりとはいえ、また、それにより受ける経済的利益の額も少額と認められることから、使用者がその行事の費用を負担した場合であっても、その行事に参加したことによる経済的利益については課税されないこととされています。ただし、自己都合による不参加者に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合には、その行事に参加しないで金銭支給を受けることを選択もできるため、参加者、不参加者とも、その支給を受ける金銭の額に相当する給与の支払いがあったものとして課税することとされ、また、役員だけを対象として使用者が費用負担をする場合にも、その役員に対する経済的利益に課税することとされています。(所得税法基本通達36-30)

会社が従業員の運動会等の活動に対して支出する補助金等は、所得税において給与所得として課税されない部分については報酬給与額とならないこととなります。(取扱通知4の2の3)

Q 1 7	雑収入として会計上処理した雇用調整助成金を、報酬給与額から控除することはできますか。
-------	--

A 雇用保険法における雇用安定事業に基づき、法人が支払いを受ける雇用調整助成金は、労務の提供の対価を補填するものとは認められないことから、その額を報酬給与額から控除することはできません。なお、雇用調整助成金のみに限らず、このような性質をもって支払いを受ける補助金・助成金も同様の扱いとなります。

Q 1 8	退職金の所得税額を算定する場合における退職所得控除額について、報酬給与額から除いてよいですか。
-------	---

A 報酬給与額は、原則として、所得税における給与所得・退職所得であり、かつ、法人税において損金算入されるものが対象となります(法72の15①、取扱通知4の2の3)ので、使用者が退職し、その使用者に退職金を支払った場合には、実際に支払った退職金の額が損金に算入されることになり、報酬給与額として計上する必要があります。

なお、退職所得控除額は、所得税法上の退職所得の計算においてのみ考慮するものなので、退職所得控除額を報酬給与額から控除することはできません。

Q 1 9	法人が、役員又は使用人を被保険者として傷害保険を契約し、当該傷害保険に係る保険料を支払っている場合、当該保険料は報酬給与額となりますか。
-------	--

A 報酬給与額は、原則として、所得税における給与所得・退職所得であり、かつ、法人税において損金算入されるものが対象となります。(法72の15①、取扱通知4の2の3)

したがって、当該傷害保険が、役員又は特定の使用人だけを対象としている場合には、当該傷害保険に係る保険料は所得税において給与所得として課税されることになり、このうち、法人税において所得の計算上損金の額に算入される保険料については、報酬給与額となります。

Q 2 0	法人が役員又は使用人の遺族に支払った弔慰金は報酬給与額となりますか。
-------	------------------------------------

A 報酬給与額は、原則として、所得税における給与所得・退職所得であり、かつ、法人税において損金算入されるものが対象となりますので、所得税における事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得は報酬給与額の対象とされません。ただし、死亡した者に係る給料・退職金等で遺族に支払われるものは、その性格が給与としての性質を有すると認められることから、所得税における給与所得・退職所得とされない場合であっても、報酬給与額に含めることとなります。(法72の15①、取扱通知4の2の3)

Q 2 1	外国の出張所に勤務する社員に対する給与は報酬給与額に含まれますか。
-------	-----------------------------------

A 外国で勤務する者に対する給与は、雇用関係等に基づいて支払われる労務の提供の対価であることから、報酬給与額として扱います。つまり、所得税で非課税所得とされていても報酬給与額に含めることとなります。ただし、この場合において、実費弁償の性格を有する通勤手当等を支給している場合は、国内に勤務する者と同様に報酬給与額に含めません。

なお、当該出張所が恒久的施設に該当する場合には、当該給与は外国の事業に帰属する報酬給与額となり、結果として法人事業税の課税の対象となりません。(取扱通知4の2の4)

<恒久的施設>

支店、工場その他事業を行う一定の場所のことをいいます。

なお、資産の購入業務のみ、あるいは、資産の保管業務のみに使用する一定の場所や広告・情報収集等のみに使用される場所は、恒久的施設には当たりません。

Q 2 2	内国法人A社が中国に支店を設置しており、その中国支店に配置しているA社の従業員甲を現地法人B社へ出向させています。給与については、A社が甲に対して直接支給し、B社からA社中国支店に対して甲の出向に係る給与負担金の支払が別途行われている場合、報酬給与額はどのように算定すればよいのですか。
-------	---

A 内国法人が外国において勤務する従業員に対して支払う給与は、当該従業員が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額に含まれます。また、当該従業員が外国で勤務する場所が

恒久的施設に該当する場合には、当該給与は、当該内国法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となります。（取扱通知4の2の4）

本件についてみた場合、中国支店はここにいう恒久的施設に該当することから、A社が甲に対して支給した給与の額からB社がA社中国支店に対して支払った給与負担金額を控除した額をA社の報酬給与額に含めた上で、外国の事業に帰属する報酬給与額として課税標準額から控除することになります。（法72の19前段、取扱通知4の2の14（1）、4の10）

なお、付加価値額の総額のうち外国の事業に帰属する額を計算することが困難であるときには、その額を従業員数によりあん分計算して算出することになります。（法72の19後段、令20の2の17）

Q 2 3	委託契約先が管理・運営するにあたりアルバイトを雇い、委託契約料にアルバイト代を上乗せして請求した場合、そのアルバイト料は報酬給与額に含めるのですか。
-------	--

A アルバイトと雇用関係にあるのは委託契約先であり、委託契約先の指揮命令下において委託業務を行っているのであれば、報酬給与額には含めません。ただし、委託契約先がその業務を行っているとは認められず、注文者である法人と委託契約先がその業務において一体となっていると認められるときは、アルバイトに対する労務の提供の対価に相当する金額は注文者である法人の報酬給与額に含めることになります。（取扱通知4の2の5）

Q 2 4	請負契約に基づき支払った代金は、報酬給与額に含める必要がありますか。
-------	------------------------------------

A 請負契約に基づき支払った代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、報酬給与額に含める必要はありません。

ただし、仕事を請け負った法人（以下「請負法人」）がこの請負契約に係る業務を行っているとは認められず、請負法人と注文主である法人が当該業務において一体となっていると認められるときは、請負法人の使用人に対する労務の提供の対価に相当する額は、注文主である法人の報酬給与額として取り扱われます。（取扱通知4の2の5）

Q 2 5	当社は建物を借り上げて従業員に社宅として賃貸しており、所得税で経済的利益にあたるとして給与課税される場合、当該経済的利益相当額は報酬給与額に含まれますか。
-------	---

A 社宅に係る経済的利益の供与は、所得税において給与所得等として課税される場合であっても、報酬給与額には含めません。（取扱通知4の2の6）なお、社宅等の無償による貸与の場合においても同様とされます。

したがって、ご質問の場合には、受取賃借料のみが発生することとなります。

なお、社宅が自社所有物件である場合は、借り上げ物件を社宅として使用する場合は異なり支払賃借料との調整は不要であるため、給与所得等として所得課税される経済的利益については報酬給与額に含めます。

Q 2 6

退職金共済機構に掛金として納付することに代えて当該機構の証紙を購入していますが、この購入金額は、報酬給与額に含まれますか。

A 法人が独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて、その被共済者のために支出する掛金が報酬給与額となります。証紙購入金額も、被共済者のために支出する掛金とかわりなく、報酬給与額に含まれます。(取扱通知4の2の9(1))

Q 2 7

独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う建設業退職金共済に元請業者と下請業者が加入しており、当該下請業者の事務負担を軽減する観点から、共済証紙についてはひとまず元請業者が下請業者分を含めて一括購入し、各下請業者に有償で配付しています。この場合において、元請業者の報酬給与額には、当該元請業者の従業者に係る部分のみを含めることとすればよいのですか。

A 元請業者が共済証紙を一括購入した際に当該機構に対して支払った掛金の額のうち、下請業者の報酬給与額となる金額(下請業者が実質的に負担し、法人税において損金算入する金額)が明確かつ合理的に区分できる場合には、当該掛金の額から当該金額を控除した額が元請業者の報酬給与額となります。

Q 2 8

独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済制度に加入していた法人が合併消滅したことを受け、当該機構から当該法人の従業員に対して掛金の払い戻しがありました。この払戻金は当該法人の報酬給与額に含めなければなりませんか。

A 法人が中小企業退職金共済制度を利用している場合においては、被共済者たる従業員の退職時に当該機構が当該従業員に対して支給する退職給付金その他の給付金を報酬給与額とするのではなく、法人が当該機構に対して支出した掛金を報酬給与額とすることとされています。したがって、本件のような払戻金を当該法人の報酬給与額に含める必要はありません。(法72の15①Ⅱ、令20の2の4①Ⅰ)

Q 2 9

企業年金に係る過去勤務債務に充てたるため、臨時に掛金を拠出しましたが、この掛金を報酬給与額に含める必要がありますか。

A 企業年金に係る掛金について、年金資産の積立不足といわれる過去勤務債務に充てるものは、将来の年金及び一時金の原資となり、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金の額の額に算入されることから、報酬給与額に含める必要があります。

Q 3 0	厚生年金基金の掛金のうち事業主負担分は報酬給与額に含まれるのですか。
-------	------------------------------------

A 厚生年金基金について、報酬給与額となるのは、法人が厚生年金基金の事業主として基金に拠出する掛金及び徴収金（代行部分を除く）とされています。

したがって、代行部分は報酬給与額とはなりません。実際の算定については、事業主が負担した代行部分も含めたすべての掛金等の拠出額から、代行部分を控除して算定します。なお、代行部分は、当該厚生年金基金を設立しなかった場合に厚生年金保険料として国に納付すべき額から、実際に厚生年金保険料として国に納付する額を控除した額の2分の1（事業主負担）に相当する部分になります。（取扱通知4の2の9（6））

Q 3 1	企業年金の掛金について、年金基金の事務費に充てるための掛金は報酬給与額となりますか。
-------	--

A 年金給付及び一時金等の給付に充てるため以外の目的で支出する事務費掛金等は、報酬給与額に含めません。（取扱通知4の2の12）

Q 3 2	<p>X社と雇用関係にあるAがY社に出向している、以下の場合の報酬給与額についてはどうなりますか。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 出向元 X社 ← 100 出向先 Y社</p> <p style="margin-left: 100px;">↓ 150</p> <p style="margin-left: 100px;">A</p> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元X社からAに給与150を支給 ・ 出向先Y社からX社に経営指導料100を支給 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>② 出向元 X社 ← 150 出向先 Y社</p> <p style="margin-left: 100px;">↓ 100</p> <p style="margin-left: 100px;">A</p> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元X社からAに給与100を支給 ・ 出向先Y社からX社に経営指導料150を支給 </div> </div>
-------	--

A 出向があった場合の報酬給与額の取扱いは、出向者の給与については実質的負担者（Y社）の報酬給与額となります。（取扱通知4の2の14）

①の場合 X社：50（150－100） Y社：100

②の場合 X社：0（100－150＝▲50→0） Y社：100

なお、出向者に係る給与負担金について、報酬給与額の対象の有無は次のとおりです。

給与負担金の内訳	報酬給与額の対象の有無	
社会保険料相当額（事業主負担分）	対象外	報酬給与額の対象外
非課税手当相当額		
課税手当相当額	対象	実質的負担者（出向先法人）の報酬給与額
企業年金の掛金相当額（外部拠出分）		

Q 3 3	<p>出向に係る報酬給与額の計算において、出向元法人が「出向者に支払う給与」から「出向先から受け取る給与負担金」を控除する場合、出向者1人ずつについて個別にその計算を行わなければなりませんか。</p>
-------	--

A 出向者全員の合計額により一括して計算することとして差し支えありません。

Q 3 4	<p>A社は、B社から定期的に研修生を受け入れています。その研修生に係る給与等の支払が次のとおりである場合、A社の報酬給与額はどのように算定すればよいのですか。 なお、その研修生の受け入れは、労働者派遣法に基づくものではありません。</p> <p><最初の1月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生は、A社に出社せず、B社において当社の業務に係る研修を受けます。 ・ A社は、B社に対し、研修生に係る研修費用として月30万円を支払いますが、うち6万円は、B社から研修生に対し給与として支払われます。 <p><2月目以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修生は、A社においてA社の業務に従事します。 ・ A社は、研修生に対し、研修費名目で月10万円を支払い、また、B社に対し、管理費用として月20万円を支払います。 ・ A社が研修生に対し研修費名目で支払う額は、所得税において給与所得とされています。
-------	---

A 本件における研修生は、出向者と同じであるものと考えられます。出向者の給与（退職給与その他これに類するものは除きます。）については、実質的負担者の報酬給与額とすることとされていますので、本件の場合、最初の1月については6万円、2月目以降については毎月10万円が、それぞれA社の報酬給与額となります。（取扱通知4の2の14（1））

Q 3 5	<p>出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するため、定期的に「退職給与負担金」を支払った場合には、出向先法人の報酬給与額となりますか。</p>
-------	---

A 出向先法人が出向元法人に対して、出向期間中に係る出向者の退職金を負担するため、あらかじめ定めた負担区分に基づき定期的に退職給与負担金を支払った場合には、当該退職給与負担金は出向先法人の報酬給与額として取り扱われません。（取扱通知4の2の14（3））

当該退職給与負担金については、実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、当該退職金の額を出向元法人の報酬給与額に含めることになります。

Q 3 6	<p>派遣契約料に当該派遣労働者に係る旅費等が含まれている場合において、当該旅費等は報酬給与額を計算するときどのように取り扱えばいいのですか。</p>
-------	---

A 派遣契約料のうちに旅費等が含まれている場合には旅費等を含めて報酬給与額を計算します。（取扱通知4の2の15（1））

ただし、当該旅費等が派遣契約書上規定されておらず、業務の必要性等に応じて別途旅費等が支給される場合は派遣契約料に含めないものとして取り扱います。

Q 3 7

派遣労働者に関する報酬給与額はどのように計算しますか。

A 労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人（以下「派遣先法人」）の報酬給与額については、各事業年度において、派遣先法人が役員又は使用人に支払う給与等の額に、派遣先法人が労働者派遣をした者や法人に支払う派遣契約料に75%を乗じて得た金額を加算して算出することとされています。

逆に、労働者派遣をした法人（以下「派遣元法人」）の報酬給与額については、各事業年度において、派遣元法人が役員又は使用人に支払う給与等の額（派遣労働者に支払う給与等の合計額を除きます。）と派遣労働者に支払う給与等の合計額から、労働者派遣の対価として労働者派遣の役務の提供を受けた者や法人から支払を受ける派遣契約料に75%を乗じて得た金額（派遣労働者に支払う給与等の額を限度とします。）を控除して得た額との合計額により算出することとされています。（取扱通知4の2の15）この算定に際し、派遣労働者に支払う給与等の額が報酬給与額として二重に計上されないようご注意ください。

なお、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、当該派遣契約料から当該消費税等相当額を控除して計算することとなります。（取扱通知4の1の3）

Q 3 8

労働者派遣法に基づかない派遣を受けていますが、報酬給与額はどのような取扱いになりますか。

A 労働者派遣法に基づく派遣ではないので、派遣契約料の75%を報酬給与額とする計算の適用はありません。労働者派遣を受けた場合に派遣契約料の75%を報酬給与額に含めるのは、労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣のみが対象となります。（取扱通知4の2の15）。

なお、労働者派遣法に基づかない派遣契約の場合、原則として、出向と同様の取扱いとなりますが、実態としてその派遣に係る労働者とその派遣を受ける法人との間に雇用関係又はこれに準ずる関係が認められない場合は、請負と同様に取り扱うこととなります。

Q 3 9

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業には、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業とがありますが、報酬給与額の算定上何か違いはあるのですか。

A いずれの労働者派遣事業であっても、労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づいて労働者の派遣を行うものであることには変わりはないことから、それぞれの事業に係る報酬給与額の算定方法に特に違いはありません。（法72の15②）

Q 4 0

いわゆる共同企業体（JV）に自社の社員を出向させている場合の報酬給与額の取扱いはどうなるのですか。

A いわゆる共同企業体（JV）の組合員である法人が、自社の社員を共同企業体（JV）出向さ

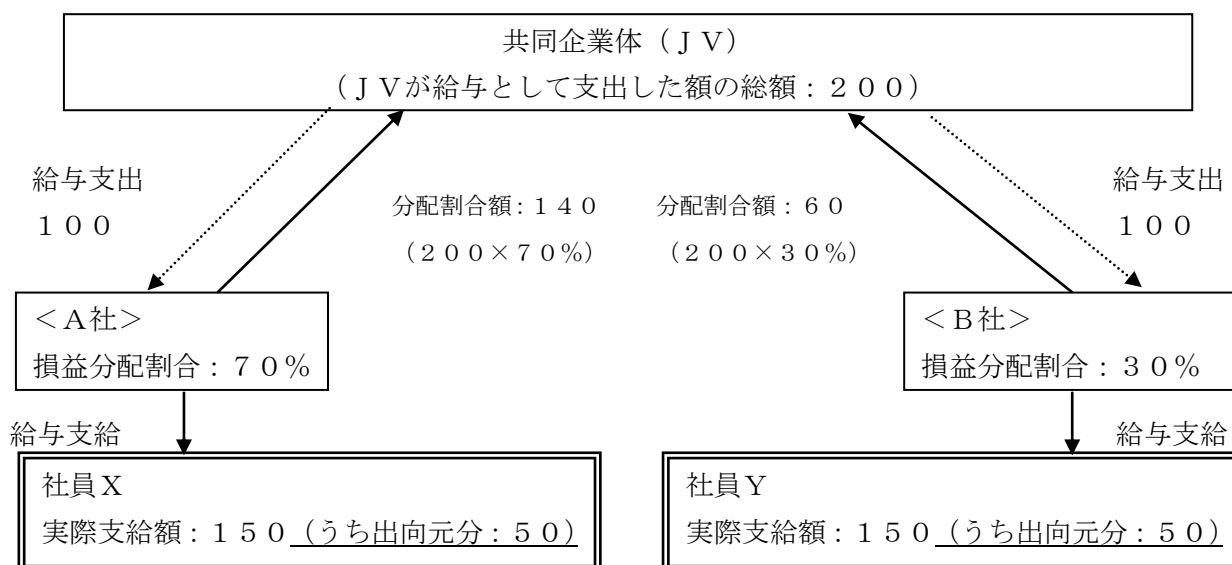
せ自社から給与を一括して当該社員に支払っている場合についても、分配割合に基づいて各組
員である法人に分配されたものを報酬給与額として取り扱うこととされています。

ただし、いわゆる給与協定が締結されている場合において、各組員である法人が給与として
当該社員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、各組
員の報酬給与額にその差額分を加減算することとされています。(取扱通知4の2の16)

Q41	<p>自社の社員を共同企業体（JV）に出向させた場合、当該社員に係る報酬給与額はど のように算定すればよいですか。 なお、当該JVでは給与協定が締結されていません。</p>
-----	--

A 給与協定が締結されていないJVに対し、JVの構成員である法人が自社の社員を出向させ、
給与を一括して当該社員に支払っている場合、一括して支払った給与の額のうちJVが給与とし
て支出した額については、分配割合に基づいて構成員である法人に分配されたものを報酬給与額
として計上する必要があります。(取扱通知4の1の4)

また、法人が当該社員に一括して支払った給与の額のうち出向元である法人に対する労務の提
供の対価の額についても、報酬給与額として計上する必要があります。(取扱通知4の2の16本
文)



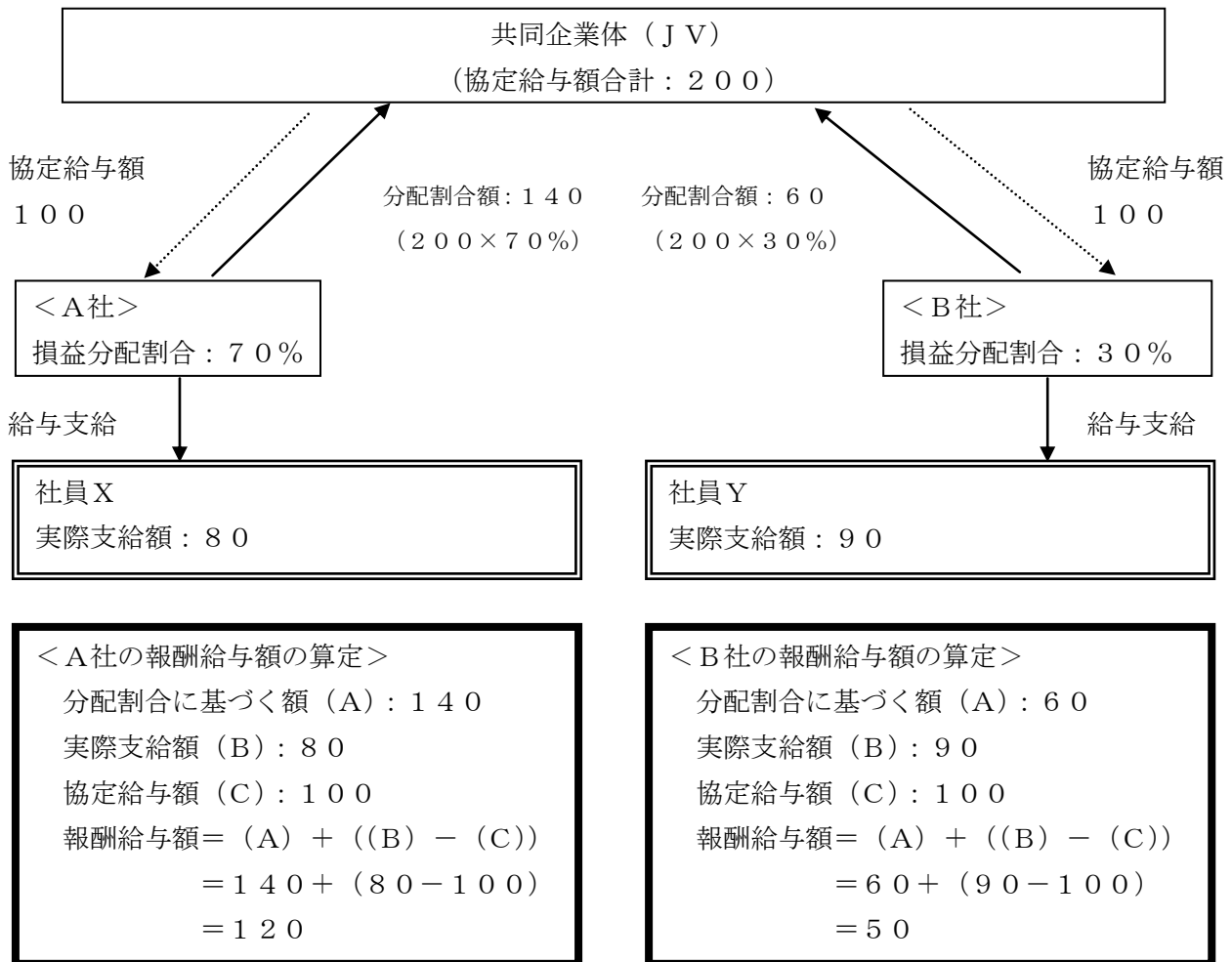
<p>< A社の報酬給与額の算定 > 分配割合に基づく額 (A) : 140 実際支給額 (B) : 150 JVの給与支出額 (C) : 100 報酬給与額 = (A) + $\frac{((B) - (C))}{1}$ = 140 + (150 - 100) = 190 ※出向元分 = (B) - (C)</p>
--

<p>< B社の報酬給与額の算定 > 分配割合に基づく額 (A) : 60 実際支給額 (B) : 150 JVの給与支出額 (C) : 100 報酬給与額 = (A) + $\frac{((B) - (C))}{1}$ = 60 + (150 - 100) = 110 ※出向元分 = (B) - (C)</p>
--

Q 4 2

自社の社員を共同企業体（J V）に出向させた場合、当該社員に係る報酬給与額はどのように算定すればよいですか。
なお、当該 J V では給与協定が締結されています。

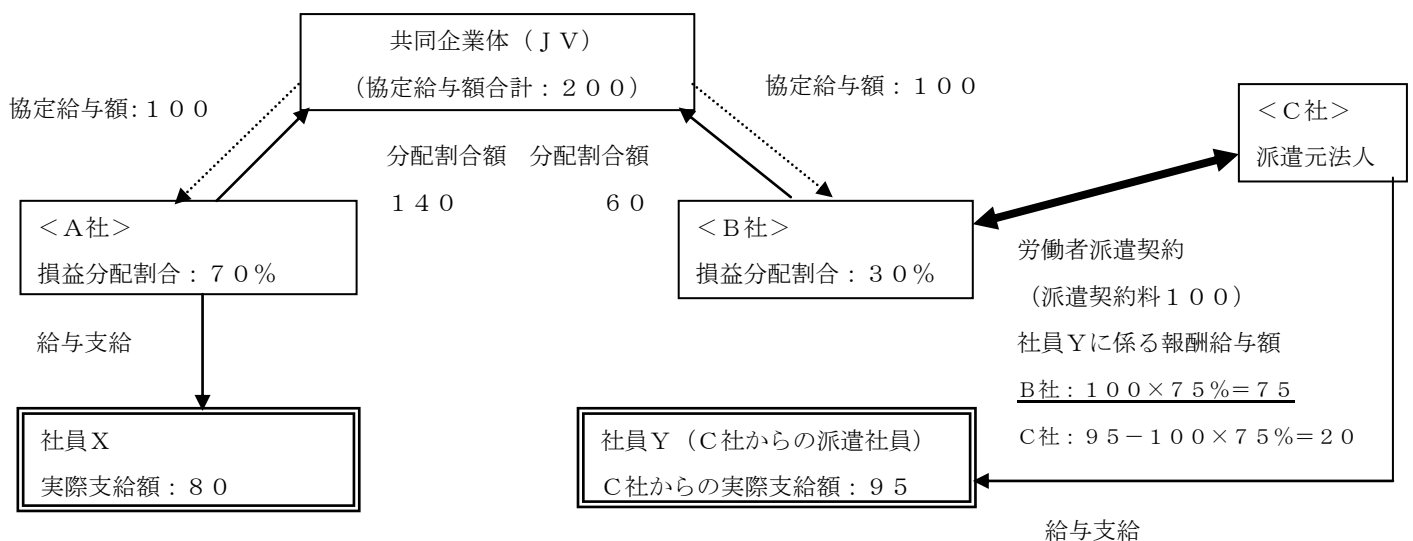
A 給与協定が締結されている J V に対し、J V の構成員である法人が自社の社員を出向させ、給与を一括して当該社員に支払っている場合、構成員である法人が給与として当該社員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、構成員である法人の報酬給与額にその差額分を加減算することとされています。（取扱通知 4 の 2 の 1 6 ただし書）



Q 4 3

労働者派遣法に基づく派遣を受けた社員を共同企業体（J V）に出向させた場合、当該社員に係る報酬給与額はどのように算定すればよいのですか。
 なお、当該 J V では給与協定が締結されています。

A 当該社員について支払った派遣契約料に 75% を乗じて得た金額を当該社員に対して実際に支払った給与の額とみなし、当該 J V に係る報酬給与額に含めた上で、当該 J V の各構成員に係る報酬給与額を算定します。具体的には、当該 J V に係る報酬給与額のうち分配割合に基づいて各構成員に分配された額がその構成員の報酬給与額となるものですが、給与協定が締結されている場合において、その構成員が給与として実際に支払った額（本件においては、派遣契約料に 75% を乗じて得た金額）と協定給与額に差額が生じるときは、各構成員の報酬給与額にその差額分を加減算することになります。（法 72 の 15② I、取扱通知 4 の 1 の 4、4 の 2 の 16 ただし書）



< A 社の報酬給与額の算定 >

分配割合に基づく額（A）：140
 実際支給額（B）：80
 協定給与額（C）：1000
 報酬給与額 = (A) + ((B) - (C))
 = 140 + (80 - 1000)
 = 120

< B 社の報酬給与額の算定 >

分配割合に基づく額（A）：60
 実際支給額（B）：75
 協定給与額（C）：1000
 報酬給与額 = (A) + ((B) - (C))
 = 60 + (75 - 1000)
 = 35

Q 4 4

1 人の社員が複数の共同企業体（J V）に同時期に出向している場合、各 J V に係る報酬給与額をどのように算定すればよいですか。
 なお、全ての J V において給与協定が締結されています。

A 1 人の社員が複数の J V に同時期に出向している場合における各 J V に係る報酬給与額の算定についても、給与協定が締結されている場合、構成員である法人が給与として当該社員に実際に支払った額と給与協定に基づき定められた額に差額が生じる場合には、構成員である法人の報酬給与額にその差額分を加減算することとされています。（取扱通知 4 の 2 の 16 ただし書）

なお、各JVに係る報酬給与額の算定上の実際支給額については、実務上、JVの構成員である法人が自社の社員に一括して支払った給与の額について、JVごとに合理的に振り分けることは困難であると考えられるため、JVの構成員である法人が自社の社員に一括して支払った給与の額の全額について、一つのJVに係る報酬給与額の算定上の実際支給額として取り扱うこととしても差し支えありません。

ただし、この場合、その他のJVに係る報酬給与額の算定上の実際支給額は零となるので留意が必要です。

(具体例)

JV出向社員Xが1ヶ月の間にA及びBという異なるJVの業務に従事している場合

< AというJVに係る報酬給与額(月額) >

$$\begin{aligned} & (\text{協定給与額合計} \times \text{損益分配割合}) + (\text{実際支給額} - \text{協定給与額}) \\ & = (1,000,000 \times 60\%) + (460,000 - 500,000) = 560,000 \end{aligned}$$

< BというJVに係る報酬給与額(月額) >

$$\begin{aligned} & (\text{協定給与額合計} \times \text{損益分配割合}) + (\text{実際支給額} - \text{協定給与額}) \\ & = (800,000 \times 40\%) + (0 - 400,000) = \blacktriangle 80,000 \end{aligned}$$

< JV出向社員Xに係る報酬給与額(月額) >

$$560,000 + \blacktriangle 80,000 = 480,000$$

Q 4 5	共同企業体(JV)の報酬給与額の算定において、協定給与額に報酬給与額の対象とならない非課税手当や法定福利費等が含まれている場合の取扱いはどのようにすればよいですか。
-------	--

A 協定給与額に非課税手当や法定福利費等が含まれている場合で当該金額が区分できるときは、当該金額を協定給与額から控除した額により報酬給与額を算定することになります。

ただし、一の組合に係る給与協定につき全組合員が同一の算定方法を用いることを要します。

3 純支払利子

Q 4 6	金融業における受取利息及び支払利息は、一般企業の売上及び仕入に当たりますが、支払利子及び受取利子として計上する必要がありますか。
-------	--

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。具体的には、①借入金の利息、②社債の利息、③社債発行差金、④金融機関の預金利息、⑤手形の割引料、⑥コマーシャル・ペーパーの券面価額から発行価額を控除した金額、⑦コールマネーの利息などが該当します。(取扱通知4の3の1)

また、受取利子とは法人が各事業年度において支払いを受ける利子のことをいい、原則として支払利子と一致します。具体的には支払利子と同様に、①貸付金の利息、②社債の利息、③金融機関等の預貯金利息、④償還有価証券(コマーシャル・ペーパーを含む)の調整差益、⑤コールローンの利息などが含まれます。なお、受取利子には、支払利子とは異なり、①預金の利息、②

国債及び地方債の利息、③合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益として分配されるものなども含まれます。(取扱通知4の3の2)

以上のことから、「金融機関の預金利息」は支払利子として、「貸付金の利息」は受取利子として、それぞれ計上する必要があります。

Q 4 7	クレジットカード会社の加盟店がそのクレジットカード会社から販売代金相当額を受け取る際に差し引かれる加盟店手数料は、支払利子として計上する必要がありますか。
-------	---

A 販売代金相当額を受け取る際にクレジットカード会社から差し引かれる加盟店手数料は、加盟店から当該クレジットカード会社に対する売掛債権の譲渡に伴って発生した譲渡損であるものと考えられ、負債の利子に該当しないものと判断されることから、支払利子として計上する必要はありません。(法72の16②、令20の2の7)

なお、クレジットカード会社側についてみた場合、このような加盟店手数料収入の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときには、その認められる部分の金額を受取利子として計上することができます。(取扱通知4の3の11)

Q 4 8	売掛債権を銀行等に譲渡する、いわゆるファクタリング契約における手数料は、支払利子として計上する必要がありますか。
-------	--

A ファクタリング契約における手数料は、ファクタリング会社に対する売掛債権の譲渡に伴って発生した譲渡損であるものと考えられ、負債の利子に該当しないものと判断されることから、支払利子として計上する必要はありません。(法72の16②、令20の2の7)

なお、ファクタリング会社側についてみた場合、このような手数料収入の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときには、その認められる部分の金額を受取利子として計上することができます。(取扱通知4の3の11)

Q 4 9	金融機関に支払う保証料は支払利子として計上する必要がありますか。
-------	----------------------------------

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子(経済的な性質が利子に準ずるものを含む。)のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。(法72の16②、令20の2の7)

したがって、金融機関の保証料はあくまでも保証会社に対する手数料と考えられるため、支払利子として計上する必要はありません。

<保証料>

銀行や公庫等から融資を受ける場合に、保証会社からの保証を受けるよう求められますが、この保証は金融機関にとっての保証です。

つまり、返済が一定以上滞ったときに、保証会社が金融機関に一括して返済してくれますが、これは債務が保証会社に移っただけで、返済が免除になったわけではありません。

Q 5 0

金融機関に対して支払うコミットメント・フィーは、支払利子として計上する必要がありますか。

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。（法72の16②、令20の2の7）

したがって、金融機関に対して支払うコミットメント・フィーは、融資実行の約束の対価として支払う手数料と考えられるため、支払利子として計上する必要はありません。

Q 5 1

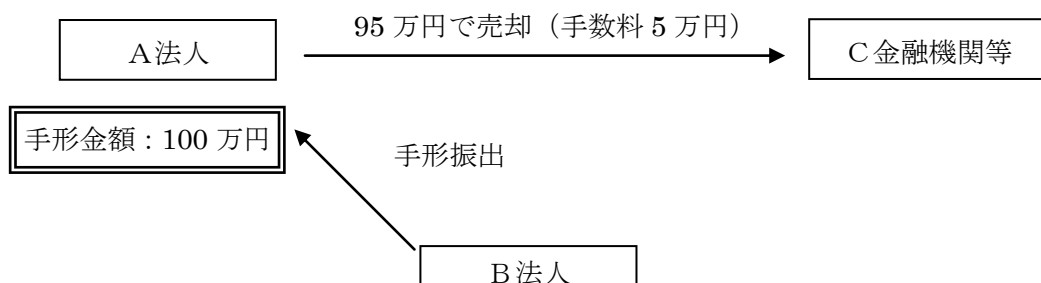
信用状（Letter of Credit）取引に伴い生じる手数料は、支払利子として計上する必要がありますか。

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。（法72の16②、令20の2の7）

したがって、信用状取引に伴い生じる手数料は、支払利子として計上する必要はありません。

Q 5 2

A法人が、B法人から受け取った手形をC金融機関等に対し売却した場合の手数料（手形の金額と、C金融機関等からA法人が受け取る金額の差額）は、A法人の支払利子として計上する必要がありますか。なお、A法人は、当該手数料を経理上手形売却損として計上しています。



A 当該手数料について、A法人が買い戻し義務を負わない場合においては、手形債権の譲渡に伴って発生した譲渡損であるものと考えられ、負債の利子に該当しないものと判断されることから、支払利子として計上する必要はありません。（法72の16②、令20の2の7）

なお、C金融機関等側についてみた場合、このような手数料収入の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときには、その認められる部分の金額を受取利子として計上することができます。（取扱通知4の3の11）

Q 5 3

外貨建て貸付（インパクトローン）を受けている場合において、元本について発生する為替差損益も考慮した金利額を支払利子として計上する必要がありますか。

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。（法72の16②、令20の2の7）

資金用途に制限のない外貨建て貸付であるインパクトローンの金利は、外貨建てで支払うものですが、利払い時の為替レートで円換算した額を、借入金の利息として支払利子に計上する必要があります。

しかしながら、インパクトローンの元本部分について発生した為替差損益は、金銭貸借の対価として発生するものではなく、為替相場の変動により生ずるもので、利子としての性質をもたないことから支払利子として計上する必要はありません。

Q54	金融業者から借入を行い、契約期間よりも早く返済を行った場合に支払う繰上弁済（繰上償還）手数料は、支払利子として計上する必要がありますか。
-----	--

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。（法72の16②、令20の2の7）

したがって、繰上弁済（繰上償還）手数料はあくまでも、金融業者の手続きなどの行為の代償として支払うものであるため、支払利子として計上する必要はありません。

Q55	信用取引における「日歩」、「逆日歩」、「株の借入料」はそれぞれ支払利子として計上する必要がありますか。
-----	---

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含む。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。（法72の16②、令20の2の7）

したがって、信用取引において、証券会社から買付資金を借りて株式を買う（以下「信用買い」）場合の借入額に対する金利である「日歩」は、「負債の利子」に該当するものであり、支払利子として計上する必要があります。

また、証券会社から株式を借りてその株式を売る（以下「信用売り」）場合、証券会社は証券金融会社という専門の会社から株式を借り、信用売りを行う顧客へ株式を貸しますが、証券金融会社においてその株式が不足する場合は外部の株の保有者（生保・損保などの金融機関等）から株式を調達することになります。その場合、信用売りを行う顧客が証券会社を通じて株式の調達元である外部に支払う「逆日歩」は、「負債の利子」に該当するものであり、支払利子として計上する必要があります。

なお、信用売りで株式を借りた場合、「逆日歩」とは別に信用売りを行う顧客が証券会社を通じて証券金融会社に支払う「株の借入料」は、「負債の利子」に該当するものではないため、支払利子として計上する必要はありません。

Q 5 6	法人税における受取配当等の益金不算入額の算定に当たり負債の利子に含めないこととした利子税及び地方税の延滞金についても、支払利子として計上する必要がありますか。
-------	---

A 法人税の課税標準となる所得又は連結所得の計算上損金の額に算入することができる利子税並びに法人住民税及び法人事業税の納期限延長に係る延滞金については、これらが約定利息としての性格を有するものであることから、法人税における受取配当等の益金不算入額の算定に当たり、法人がこれらを負債の利子に含めないこととした場合においても、支払利子として計上しなければなりません。(取扱通知4の3の1(12))

Q 5 7	匿名組合契約に基づいて匿名組合員が受ける配当は、受取利子として計上することができますか。
-------	--

A 商法第2編第4章の規定による匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける配当は、匿名組合員からの出資をもとに営業者が営業を行い、それによって生じた利益をその匿名組合員に対して分配するものであって、利子として認められるものではありませんから、このような配当を受取利子として計上することはできません。

このほかにも、保有する上場株式についての配当など一般に配当として受け取るものについては、それが特に利息的な性格を有するものでない限り、受取利子として計上することはできません。(法72の16③、令20の2の8)

Q 5 8	固定資産税におけるいわゆる前納報奨金(法365②)について、受取利子として計上することができますか。
-------	--

A 受取利子とは、法人が各事業年度において支払を受ける利子(経済的な性質が利子に準ずるものを含む。)ことをいい、原則として支払利子と一致します。(法72の16③、令20の2の8)

したがって、固定資産税における前納報奨金は、納税者の方が納期前に納付した場合において、市町村からその納税者の方に交付される報奨金をいい、利子として認められるものではないため、受取利子として計上することはできません。

Q 5 9	国又は地方公共団体から受け取る利子補給金は、受取利子として計上することができますか。
-------	--

A 受取利子とは、法人が各事業年度において支払いを受ける利子(経済的な性質が利子に準ずるものを含む。)のことをいい、原則として支払利子と一致します。

(法72の16③、令20の2の8)

利子補給金とは、資金の借入れに係る利子の支出に要する経費の一部または全部に充てるため、国又は地方公共団体が補給する金銭で、補助金としての性質を持つものであるため、受取利子として計上することはできません。

Q 6 0	生命保険又は損害保険で受け取る据置配当などは、受取利子として計上することができますか。
-------	---

A 生命保険契約又は満期返戻金特約付きの損害保険契約（これらの保険契約に準ずる共済契約を含みます。）に係る据置配当の額及び未収の契約者配当の額を受取利子として計上することはできませんが、これらに付されている利息相当額については、受取利子として計上することができます。（取扱通知4の3の2（10）・（11））

なお、その具体的な金額については、保険会社から通知されるところによります。

Q 6 1	前事業年度において未収利息を受取利子として計上し、今期、当該未収利息について貸倒処理をした場合は、前事業年度において計上した受取利子を減額する必要がありますか。
-------	--

A 未収利息を受取利子として計上した後の事業年度において、当該未収利息を貸倒処理した場合であっても、過去に計上した受取利子について減額する必要はありません。

Q 6 2	リース資産の取得価額にそのリース資産の取得に要する利息その他の付随費用を合わせてリース料を算定し、リース契約を締結していますが、契約書においてはそれぞれの金額の内訳を特に明示していません。このような契約に基づいて支払った又は受け取ったリース料について、リース料に含まれる利息相当分を算定し、純支払利子として計上する必要がありますか。
-------	--

A リース取引のうち、その利息相当額を純支払利子に算入することとされているのは、法人税法上リース資産の売買があったものとされるリース取引（平成20年4月1日以後に締結されるリース取引のうち、平成19年度法人税法改正により税務上のリース取引に該当することとされた所有権移転外ファイナンス・リース取引を含みます。）と金銭貸借とされるリース取引のみです。（法法64の2、取扱通知4の3の5・4の3の6）

したがって、すべてのリース取引が対象となるのではなく、通常の賃貸借取引となるようなリース取引に係る利息相当額については、純支払利子として計上する必要はありません。

なお、具体的には、そのリース取引の形態に応じ、それぞれ次のとおり取り扱うこととされています。

＜リース資産の売買があったものとされるリース取引に該当する場合＞

リース料の額の合計額のうち利息相当額とそのリース資産の賃貸人における取得価額とが契約書等（契約書やリース会社が作成する契約書以外の書類など、契約の当事者双方が認識できるものでなければなりません。）において明確かつ合理的に区分されているときは、その利息相当額を支払利子及び受取利子として計上します。（取扱通知4の3の5）

＜金銭貸借とされるリース取引に該当する場合＞

各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的に計算された利息相当額は、支払利子及び受取利子として計上します。（取扱通知4の3の6）

Q 6 3

法人税法上のリース取引として認められるリース取引（ファイナンスリース）を行っていますが、リース料のうち支払利子及び受取利子として計上すべき利息相当額は、どのように算定すればよいのですか。

A 法人税法上のリース取引として認められるリース取引（ファイナンスリース）を行っている場合において、リース料のうち支払利子及び受取利子として計上すべき利息相当額の算定については、そのリース取引の形態に応じ、それぞれ次に掲げる方法を参考にしてください。

＜リース資産の売買があったものとされるリース取引に該当する場合＞

リース会社はそのリース取引に係るリース資産を取得するに当たって金融機関等から借り入れた借入金について計算された支払利息に相当する額がリース料の額の合計額に含まれており、かつ、その支払利息に相当する額が契約書等において明確に区分されているときには、その額を支払利子及び受取利子として計上します。（取扱通知4の3の5）

なお、契約書等において利息相当額が明確に区分されていない場合でも、会計処理において合理的な見積り金額により区分された利息相当額が、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金の額及び益金の額に算入される場合には、支払利子及び受取利子に該当することになります。

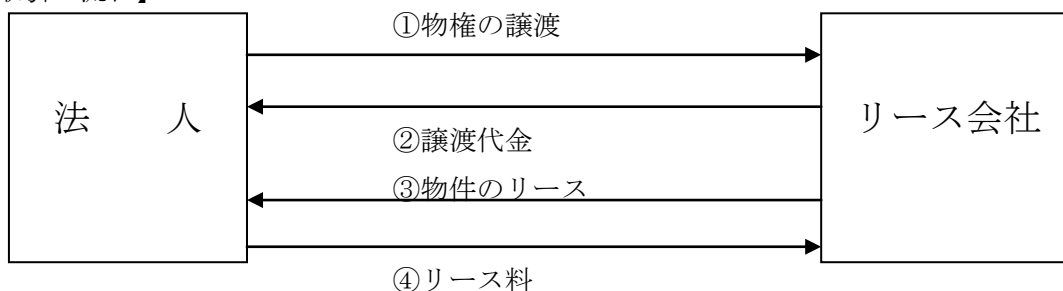
＜金銭貸借とされるリース取引（リースバック取引）に該当する場合＞

法人税法上、リース資産を売却する際に譲受人から譲渡人に対して支払われた金額が借入金の元本の額として取り扱われることから、リース期間中におけるリース料の額の合計額からそのリース取引を条件として行われたリース資産の売買契約における売買価額を控除した金額が、そのリース期間中における利息相当額の合計額となります。（法人税基本通達12の5-2-2・12の5-2-3）

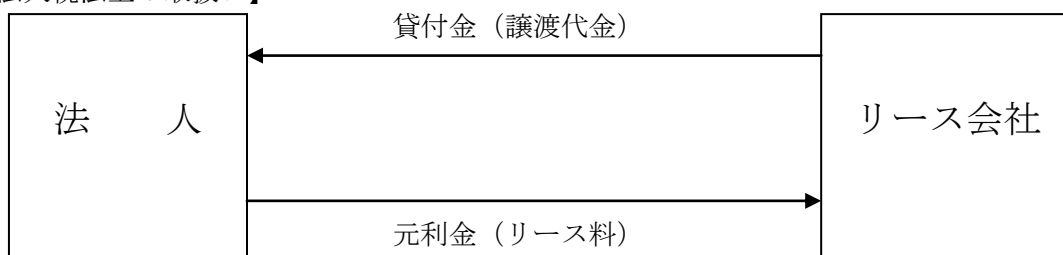
なお、各事業年度における元本返済額と利息相当額との区分については、法人税法上の取扱いと同じく、利息法や均等法といった通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて行います。この場合において、リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして利息相当額を計算しても差し支えありません。（取扱通知4の3の6）

○リースバック取引とは

【取引の流れ】



【法人税法上の取扱い】



Q 6 4	償却原価法を適用している有価証券について毎期貸借対照表価額に加減する額面金額と取得価額との差額は、受取利子として計上することができますか。
-------	---

A 金銭債権を債権金額と異なる金額で取得した場合において、その差額の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときには、その差額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除きます。）の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額（利息法と定額法のいずれの償却原価法による算定額であってもよいこととされています。）を受取利子として計上することができます。（取扱通知 4 の 3 の 1 1）

4 純支払賃借料

Q 6 5	港湾管理者から公有水面の占用許可を受けて水域占用料を支払った場合、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	--

A 支払賃借料の対象となるのは、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物及び付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされていますので、水域占用料等の公有水面の使用料については支払賃借料として計上する必要はありません。（法 7 2 の 1 7 ②）

Q 6 6	土地又は建物に係る賃貸借契約を締結する際に支払う売買仲介手数料は、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	--

A 支払賃借料の対象となるのは、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされていますので、売買仲介手数料については支払賃借料として計上する必要はありません。（法 7 2 の 1 7 ②）

Q 6 7	貨物用コンテナを店舗として使用している場合において、当該コンテナの借上料は、支払賃借料として計上する必要がありますか。 なお、当該コンテナの借上に係る契約期間は、連続して 1 月を超えています。
-------	--

A 店舗として利用している当該コンテナが家屋に該当するものであれば、当該コンテナの借上料は支払賃借料として計上しなければなりません。ここにいう家屋とは、固定資産税における家屋とその意義を同じくするものであると解して差し支えありません。

したがって、通常は償却資産として区別されるコンテナであっても、その利用状況、土地との定着性等にかんがみ、家屋として区分される可能性もあることから、その借り上げているコンテナが固定資産課税台帳に家屋として登録されている場合においては、当該借上料を支払賃借料として計上しなければなりません。（法 7 2 の 1 7 ②）

Q 6 8	<p>リゾート施設を所有する福利厚生会社に対して支払っている法人会員料について、支払賃借料として計上する必要がありますか。</p> <p>なお、当該リゾート施設は、法人の借り上げではなく、従業員の人数に応じた会員料を法人が福利厚生会社に支払うことにより、従業員が自ら事前に予約をして低価格で利用することができます。</p>
-------	---

A 支払賃借料の対象となるのは、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とされています。（法 7 2 の 1 7 ②）

したがって、法人会員料は、あくまで従業員が低価格でリゾートホテルを利用するための会費でありリゾート施設の賃借権の対価ではないため、支払賃借料に計上する必要はありません。

なお、法人会員料のような福利厚生費については、一般的には、所得税において給与所得又は退職所得として課税されることはないため、報酬給与額とはなりません。所得税において給与所得として課税される場合には、報酬給与額となりますので留意が必要です。（取扱通知 4 の 2 の 3）

Q 6 9	<p>法人が支払う委託料の積算基礎に賃借料相当額が含まれている場合、当該賃借料相当額について、支払賃借料として計上する必要がありますか。</p>
-------	--

A 支払賃借料の対象となるのは、賃借権など土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して 1 月以上であるものとされています。（法 7 2 の 1 7 ②）

したがって、委託料に含まれる賃借料相当額は、委託者である法人自らが土地又は家屋を賃借し、自由に使用又は収益することを目的とする権利の対価とは認められないため、支払賃借料として計上する必要はありません。

Q 7 0	<p>携帯電話会社がビル等の屋上や壁面に携帯電話会社のアンテナを設置する際に支払う設置料は、支払賃借料として計上する必要がありますか。</p>
-------	---

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は付属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して 1 月以上であるものとされています（法 7 2 の 1 7 ②）が、その使用については土地又は家屋（建物）の全部又は一部を問いません。

したがって、屋上や壁面にアンテナを設置するにあたっての設置料のように建物の一部のみの使用に係る対価も支払賃借料に含める必要があります。

Q 7 1	<p>住宅メーカーが、住宅展示場に自社のモデル住宅を展示する際に、主催者に対して支払う出展料は、支払賃借料として計上する必要がありますか。</p>
-------	---

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となっ

て効果を果たす構築物又は付属設備を含みます。)の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17②)したがって、契約期間が連続して1月以上であり、契約等により広報費、管理費等であると明確かつ合理的に区分できる部分を除き、支払賃借料として計上する必要があります。

Q72	A鉄道がB鉄道所有のC駅に乗り入れている。A鉄道は、B鉄道との間にC駅の共同使用契約を締結し、「共同使用料」を支払い、A鉄道の乗客がC駅の駅施設の全てを使用することができるようにしている。このときA鉄道がB鉄道に対し支払っている「共同使用料」は、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-----	--

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効果を果たす構築物又は付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17②)したがって、本件のようにA鉄道がB鉄道に対し支払っている「共同使用料」について、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額と認められる場合は、支払賃借料として計上する必要があります。

Q73	国有資産等を賃借して事業を行う法人が、賃借料の積算根拠に国有資産等所在市町村交付金の額を利用している場合、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-----	--

A 国有資産等所在市町村交付金とは、固定資産税が非課税とされる国、地方公共団体が所有する資産で、一般の固定資産と異なる状態で使用収益されているものについて、個人所有の固定資産に課税される固定資産税の代替として、国からその資産が所在する市町村に対して交付されるものをいいます。したがって、法人が支払う賃借料の積算根拠として当該交付金の額を用いたとしても、支払う賃借料の額は、固定資産税そのものではなく、あくまで土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額であるため支払賃借料として計上する必要があります。(法72の17②)

Q74	他人が所有する土地に自動販売機等を設置する場合の設置契約料（その自動販売機等の売上高に応じて支払う手数料）は、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-----	--

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効果を果たす構築物又は付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17②)ここにいう、自動販売機等の設置契約料は、一般的に土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額と考えられるため、支払賃借料として計上する必要があります。なお、当該設置契約料に電気料金や土地提供者の自販機管理料等が含まれているような場合であっても、契約等において明確かつ合理的に区分されていなければ、その全額が支払賃借料となります。(取扱通知4の4の5)

Q 7 5	不動産業や倉庫業などにおいて土地や家屋の賃借料を営業収入として管理している場合、これらの営業収入についても受取賃借料として計上することができますか。
-------	--

A 受取賃借料の対象となるのは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構造物又は付属設備を含みます。）を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。（法72の17②）

したがって、支払いを受ける賃借料が営業収入として経理される場合であっても、受取賃借料として計上することができます。（法72の17③）

Q 7 6	野立看板広告料、電柱広告料は支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	-------------------------------------

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構造物又は附属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。（法72の17②）

また、土地又は家屋の賃貸借契約と構築物等の賃貸借の契約とが別個の独立した契約である場合には、原則として、当該構築物等の賃借料は純支払賃借料とはならないとされています。（取扱通知4の4の1）

このことから、野立看板広告については、以下の2つのケースが考えられます。

①支払賃借料に含まれる看板広告料

土地の一部の使用につき、賃借人と賃貸人との契約等でその使用の対価の受払が取り決められており、賃借人が看板広告の設置を行う場合、賃借した土地と一体化した構築物と判断され、その使用の対価の額は支払賃借料として計上する必要があります。

ただし、取扱通知4の4の5により契約書等で地代と保守管理料等が明確に区分されている場合は、地代のみが支払賃借料となります。

②支払賃借料に含まれない看板広告料

あらかじめ土地所有者が設置した看板の全部又は一部に自社の社名や広告等を出す場合は、構築物のみ賃借にあたるため、その使用の対価の額は支払賃借料として計上する必要はありません。

また、電柱広告については、電柱自体が構築物であるため、賃借人が看板プレート等を用意し設置を行う場合であっても、構築物のみ賃借にあたるため、その使用の対価の額は支払賃借料として計上する必要はありません。

Q 7 7	国や地方公共団体に対して、土地や家屋の賃借料を道路占有料や行政財産使用料などの名目で支払っている場合には、それが一時的なものであっても支払賃借料として計上する必要がありますか。また、道路空中の占有料については支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	---

A 純支払賃借料の対象となる、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利には、行政財産を使用する権利なども含まれるため、国・地方公共団体に対し、土地や家屋の賃借料を道路占有料

や行政財産の使用料などの名目で支払っている場合であっても、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であれば、支払賃借料として計上する必要があります。

また、地上権には土地上空や地中などの「区分地上権」が含まれることから、道路空中の占有料についても支払賃借料として計上する必要があります。(取扱通知4の4の2、4の4の3)

ただし、国・地方公共団体は法人事業税が非課税なので、支払いを受ける道路占有料等は受取賃借料にはなりません。(法72の4①)

Q78	土地をコインパーキングとして利用し、そこから得た収入は受取賃借料として計上することができますか。
-----	--

A 受取賃借料の対象となるのは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構造物又は付属設備を含みます。）を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17②)

したがって、コインパーキングのように不特定多数の利用者に一時的に施設等を使用させている場合の使用料は受取賃借料として計上することはできません。(法72の17③、取扱通知4の4の3)

Q79	ウィークリーマンションやホテルを1ヶ月以上続けて賃借した場合、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-----	--

A 支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構造物又は付属設備を含みます。）を使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72条の17②)

したがって、質問の場合、使用又は収益できる期間が1月以上連続していますので、支払賃借料として計上する必要があります。(取扱通知4の4の3)

ただし、サービス料などの役務の提供の対価の額は、支払賃借料に含まれないため、契約書や請求書などで明確に区分されている部分は、これを除きます。(取扱通知4の4の5)

Q80	土地や建物の賃貸借契約時に支払う権利金や契約の更新時等に支払う敷金や保証金は、純支払賃借料に含めるのですか。
-----	--

A 土地又は建物の賃借権等の設定に係る権利金、更新料、名義書換料は、純支払賃借料に含まれません。なぜなら、借地権等の権利金は権利の設定そのものの対価であり、更新料、名義書換料は権利金の追加払いとしての性格を有しているからで、法人税でも、同様の取扱いとなっています。ただし、権利金等の名目であっても、契約上、賃借料の前払いとなっている場合は純支払賃借料に含まれます。

また、敷金や保証金は、一種の預り金という性格を有し、将来返還されるもので、賃借権等の対価ではないため、法人税の所得の計算上も損金又は益金に算入されないことから、純支払賃借料には含まれません。ただし、支払うべき賃借料を滞納した場合などの債務の不履行により、敷

金から控除される金額については、土地又は家屋の賃借権等の対価であり、法人税の所得の計算上も損金又は益金に算入されることから、純支払賃借料となります。(取扱通知4の4の4)

Q 8 1	土地や建物の賃借の際に支払う礼金は、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	---

A いわゆる礼金は、契約謝礼金の性格を有し、一般的に借地権や賃借権の設定の対価として契約時に借り主から貸し主に対し支払われるもので、賃借権など、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価ではないため、支払賃借料として計上する必要はありません。

ただし、権利金等の名目であっても契約等において賃借料の前払い相当分が含まれている場合には、その前払い相当分は支払賃借料又は受取賃借料として計上する必要があります。

(取扱通知4の4の4)

Q 8 2	賃貸借契約において保証金償却の規定がある場合、償却額は支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	--

A 支払賃借料の対象となる賃借料は、賃借権、地上権などの土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備を含む）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています(法72の17②)

保証金は、一般的には担保的性格を有するものであり、一種の預り金で、土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利の対価の額とは性格が異なるため、その償却額について支払賃借料として計上する必要はありません。ただし、保証金の名目であっても、契約等において賃借料の前払相当分が含まれていると認められる場合には、当該前払相当分に係る償却額について支払賃借料として計上する必要があります。(取扱通知4の4の4)

Q 8 3	法人がショッピングセンター等を出店するに当たり売場を借りる契約(テナント契約)を結び、その賃借料が固定家賃ではなく売上高に応じた変動家賃によるものとされている場合には、法人の支払賃借料はどのようになりますか。
-------	--

A 土地又は家屋の賃借権等の対価の額は、契約等において賃借人の事業に係る売上高等に応じたものとされている場合であっても、支払賃借料及び受取賃借料となります。したがって、賃借料が、売上高に応じた変動制であっても支払賃借料に含まれます。(取扱通知4の4の6)

Q 8 4	ショッピングセンターのテナント契約において、決められた年数よりも早く出ていった場合に受け取る違約金は、受取賃借料として計上することができますか。
-------	--

A この違約金が土地又は家屋の賃借権の対価としての性格を有しているならば、受取賃借料として計上することができます。

しかし、違約金が損害賠償金的な性質を有しており、土地又は家屋の賃借権の対価といえない場合については、受取賃借料として計上することはできません。(取扱通知4の4の7)

Q 8 5	荷物の保管を委託し、荷物の保管料を支払う場合には支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	---

A 荷物の保管料については、契約等において1月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合には、土地又は家屋の賃借権等の対価にあたるものとして、支払賃借料として計上する必要があります。(取扱通知4の4の8(5))

なお、この場合において、契約等において出入庫料や保険料など役務の提供の対価の額が明確かつ合理的に区分されている場合には、役務の提供の対価の額を除いた額が支払賃借料となりますので留意が必要です。(取扱通知4の4の5)

Q 8 6	保税倉庫における荷物の保管料は、支払賃借料として計上する必要がありますか。
-------	---------------------------------------

A 支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋（これらと一体となって効用を果たす構造物又は付属設備を含みます。）の使用又は収益を目的とする権利の対価の額で、使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものとされています。(法72の17②)したがって、荷物の保管料についても原則として1月以上の期間、一定の土地又は家屋の使用又は収益があれば対象となります。(取扱通知4の4の8(5))

以上のことから、保税倉庫における荷物の保管料についても他の倉庫と同様に支払賃借料として計上する必要があります。

Q 8 7	A法人が、B法人のショッピングセンター等に、いわゆる消化仕入契約を結んで入店している場合で、A法人は売上から売場使用料に相当する一定費用を控除しないで経理している（B法人から受け取った売上とB法人に支払った一定費用とを相殺せずに、それぞれ益金及び損金に計上している場合）が、B法人は売上から当該一定費用を控除して経理しているという場合、当該一定費用はA法人の支払賃借料及びB法人の受取賃借料となりますか。
-------	--

A 消化仕入契約においては、商品の売上はいったんショッピングセンター等に帰属し、その売上から一定割合を控除したものがショッピングセンター等から法人に支払われるという経理方法がとられていることが多く、控除される一定割合の部分について、売場に係る賃借料が含まれていると考えられる。このような経理方法をとっている場合、賃借料相当額は、入店している法人及びショッピングセンターにおいても、法人税の所得又は連結所得の計算上、それぞれ損金の額及び益金の額に算入されていないため、入店している法人の支払賃借料、ショッピングセンターの受取賃借料とはなりません(取扱通知4の4の8(6))。ただし、賃借料相当分を区分し、法人税の所得又は連結所得の計算上、損金又は益金の額に算入するような経理方法をとっている場合は、その法人の支払賃借料又は受取賃借料となります。

したがって、当該売場使用料に相当する費用は、A法人の支払賃借料となるが、B法人の受取賃借料とはなりません。

Q 8 8	建設予定のビルを賃借するにあたり、家主となる建築主に建設協力金を預託し、返還までの期間において支払家賃と受取利息を各期の費用及び収益として計上しています。当該費用及び収益は支払賃借料及び受取利息として計上する必要がありますか。
-------	---

A 金融商品に関する会計基準に基づき、建設協力金を時価評価して資産計上し、返還までの期間に支払家賃及び受取利息を費用及び収益に計上している場合、当該費用及び収益が法人税の所得の又は連結所得の計算上、当該各期の損金の額及び益金の額に算入されるときは、支払賃借料及び受取利息として計上する必要があります。

これは、建設協力金の支払時の時価と支払額との差額が、将来支払うべき家賃の前払いとしての性質を有するものと考えられ、また、受取利息が、建設協力金の時価評価額を元本としたときの元本×利率×期間で求められるものであるためです。

5 単年度損益

Q 8 9	単年度損益がマイナスの場合には、どのように付加価値額を計算するのですか。
-------	--------------------------------------

A 法人税の課税標準である所得の金額がマイナスの場合には翌年度以降に繰り越すことができますが、単年度損益がマイナスの場合には当該事業年度の収益配分額から単年度損の金額を減算して付加価値額を計算します。(法72の14)

したがって、単年度の損失が大きい場合には、付加価値額がマイナスとなることがあります。この場合、当該事業年度の付加価値割はゼロとなりますが、付加価値額は当該事業年度における事業活動の規模を表すものであることから、付加価値額のマイナス分は翌年度以降に繰り越さないこととされています。

Q 9 0	会社更生手続開始の決定から更生計画の認可の決定まで複数事業年度にわたったため、更生債権に係る遅延損害金をそれぞれの事業年度において計上しましたが、この遅延損害金は、支払利息として計上しなければなりませんか。計上しなければならないものであれば、どの事業年度の支払利息として計上しなければなりませんか。 また、当該認可の決定により、当該遅延損害金の全額について免責を受けましたが、単年度損益にはどのように影響しますか。
-------	--

A 遅延期間に応じ、一定の利率に基づいて算定される遅延損害金は、その経済的な性質が利息に準ずるものであることから、法人税の課税標準である所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される事業年度の支払利息として計上しなければなりません。

(法72の16②、令20の2の7)

また、各事業年度の単年度損益は、各事業年度の法人税の課税標準である所得又は連結所得に係る個別所得金額の計算の例によって算定することとされていることから、更生計画の認可の決定による免責に伴って発生した債務免除益は、当該決定があった事業年度の単年度損益の計算において益金の額に算入されます。(法72の18本文、取扱通知4の5の1)

<具体例>

n年度、n+1年度の2か年にわたって遅延損害金を計上し、n+1年度に債務免除を受けた場合

	n年度	n+1年度
損金の額に算入した遅延損害金	△ 100	△ 150
遅延損害金に係る債務免除益	0	+ 250
その他の損益	△ 30	△ 140
支払利子	100	150
単年度損益	△ 130	△ 40

なお、このような免責があった場合には、法人税法第59条第1項の規定の例による欠損金の繰越控除制度の適用を受けることができます。(法72の18本文、令20の2の11、取扱通知4の5の2)

6 資本金等の額

Q91	資本金の額又は出資金の額が1億円を超えた場合に外形標準課税の対象となることとされていますが、この金額はいつの時点で判定すればよいのですか。
-----	---

A 判定の基準となる資本金の額又は出資金の額は、事業年度終了の日（中間申告を行う場合にあつては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算予納申告又は清算確定申告を行う場合にあつては解散の日）の現況によります。(法72の2①)

Q92	資本割の課税標準となる「資本金等の額」についてですが、前期末現在では、「資本金+資本準備金」で算定していましたが、商法改正を受け、今期配当可処分利益の増大・流動性確保を目的として資本準備金から「その他資本剰余金」へ振替を行いました。今期の「資本金等の額」の算定については、資本準備金からその他資本剰余金に振り替えた部分について除くことができますか。
-----	--

A 資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいい、法人税法施行令第8条又は第8条の2に掲げる金額を、資本金の額又は出資金の額に加減算することによって算定します。(法72の21①)

したがって、資本準備金を取り崩してその他資本剰余金に振り替えたとしても、法人税法施行令第8条第1号に規定する金額に変わりはないため、資本金等の額の算定においてその他資本剰余金に振り替えた部分を除くことはできません。

また、資本準備金を目的を定めずに取り崩してその他資本剰余金とし、その後、欠損の填補を行った場合については、欠損の填補を目的とした資本準備金の取り崩しではないため、資本の欠損の填補に係る特例措置の適用も受けることはできません。(法附則9④・⑫)

Q 9 3	法人が自らを事業者とする匿名組合契約を締結し、組合員（契約先法人）から出資を受けている場合について、当該出資金は資本金等の額に含まれますか。
-------	--

A 商法第2編第4章の規定による匿名組合は、組合員が事業者の営業のために出資し、その営業により生ずる利益の分配を受けることを約することで効力が生じますが、民法上の組合などとは違い組合員間のつながりがなく、それぞれの組合員と事業者が1対1の関係にあります。

当該出資金が組合に係る資本としての性質を有する場合には、法人の資本金に含まれますが、組合員に対して返済義務を有し、法人の貸借対照表の負債の部に表示されるものについては、法人の資本金等の額とはなりません。

Q 9 4	貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち、特定子会社株式に係る投資損失引当金が計上されている場合、持株会社に係る資本圧縮措置の計算はどのように行ったらよいですか。
-------	---

A 持株会社に係る資本等の圧縮措置は、保有する特定子会社（当該法人が発行済株式総数の50%超を直接又は間接に保有している法人をいいます。）の株式の帳簿価額が総資産の帳簿価額のうち占める割合が50%を超える法人（持株会社）について、資本金等の額から、その資本金等の額に当該持株会社が保有する特定子会社の株式の帳簿価額が総資産の帳簿価額のうち占める割合を乗じた金額を控除することとされているものです。（法72の21③）

持株会社に係る資本金等の額の圧縮措置の計算にあたり、特定子会社株式に係る投資損失引当金がある場合については、総資産の帳簿価額及び特定子会社株式の帳簿価額の額は、当該引当金を控除する前の金額となります。

<具体例>

貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)																																																																																																									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">I</td> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 売掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">△ 10</td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td>有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 建物</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td>無形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 営業権</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td>投資その他の資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 投資有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 子会社株式</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">△ 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>繰延資産</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 創設費</td> <td></td> </tr> </table>	I	流動資産	200		売掛金			貸倒引当金	△ 10			II	固定資産	200	1	有形固定資産			建物				2	無形固定資産			営業権				3	投資その他の資産			投資有価証券			子会社株式	20		投資損失引当金	△ 5			III	繰延資産	100		創設費		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">I</td> <td style="width: 80%;">流動負債</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 支払手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 社債</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (純資産の部)</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>株主資本</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td> 資本金</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td> 資本剰余金</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td> 利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>評価・換算差額金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>少数株主持分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>純資産合計</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </table>	I	流動負債	100		支払手形				II	固定負債	100		社債					負債合計	200	 (純資産の部)			I	株主資本		1	資本金	200	2	資本剰余金	50	3	利益剰余金	50	II	評価・換算差額金		III	新株予約権		IV	少数株主持分					純資産合計	300
I	流動資産	200																																																																																																								
	売掛金																																																																																																									
	貸倒引当金	△ 10																																																																																																								
																																																																																																									
II	固定資産	200																																																																																																								
1	有形固定資産																																																																																																									
	建物																																																																																																									
																																																																																																									
2	無形固定資産																																																																																																									
	営業権																																																																																																									
																																																																																																									
3	投資その他の資産																																																																																																									
	投資有価証券																																																																																																									
	子会社株式	20																																																																																																								
	投資損失引当金	△ 5																																																																																																								
																																																																																																									
III	繰延資産	100																																																																																																								
	創設費																																																																																																									
I	流動負債	100																																																																																																								
	支払手形																																																																																																									
																																																																																																									
II	固定負債	100																																																																																																								
	社債																																																																																																									
																																																																																																									
	負債合計	200																																																																																																								
 (純資産の部)																																																																																																										
I	株主資本																																																																																																									
1	資本金	200																																																																																																								
2	資本剰余金	50																																																																																																								
3	利益剰余金	50																																																																																																								
II	評価・換算差額金																																																																																																									
III	新株予約権																																																																																																									
IV	少数株主持分																																																																																																									
																																																																																																									
	純資産合計	300																																																																																																								

.....
資産合計 500

負債純資産合計 500

持株会社に係る資本等の金額の圧縮措置の計算における総資産の帳簿価額は、515（＝資産合計500＋貸倒引当金10＋投資損失引当金5）となります。特定子会社株式の帳簿価額は、15ではなく投資損失引当金控除前の金額である20となります。

Q95

資本の欠損てん補又は損失のてん補のために資本金又は資本準備金を取り崩した場合において、当該欠損てん補又は損失のてん補に係る額を資本金等の額から控除することはできますか。

A 資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいい、法人税法施行令第8条又は第8条の2に掲げる金額を、資本金の額又は出資金の額に加減算することによって算定します。（法72の21①）

このうち法人税法施行令第8条第13号によると、資本又は出資の減少により減少した資本金の額又は出資金の額に相当する額は資本金等の額の加算項目とされています。

そのため、減資又は資本準備金が減少した分だけ資本金等の額が加算され、資本金等の額自体は変わらないこととなりますが、減資又は資本準備金を資本の欠損てん補に充てるために取り崩す場合には、資本金等の額から欠損てん補に充てる額を控除できる特例措置が設けられています。

<平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度>

平成13年4月1日から平成18年4月31日（会社法施行日の前日）までの間に資本又は出資の減少による欠損てん補を行った場合又は旧商法第289条第1項及び第2項に規定する資本準備金による欠損てん補を行った場合には、欠損てん補に充てた額を資本金等の額から控除することができます。（法附則9④）

<平成18年5月1日（会社法施行日）を含む事業年度から平成22年3月31日を含む事業年度までの各事業年度>

会社法446条に規定する剰余金（同法447条又は448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるもの）に限り、これを損失のてん補に充てた場合には、その額を資本金等の額から控除することができます。（法附則9⑫、規附則3②）

Q96

3月決算の法人ですが、株主総会において、損失のてん補に充てるため資本金及び資本準備金取り崩しの承認決議を受けた場合、当該損失のてん補に充てる額はどの事業年度の資本金等の額から控除されますか。

A 資本金等の額から損失のてん補に充てる額が控除されるのは、原則として、当該株主総会において決議された効力発生日（債権者保護手続が完了していない場合はその債権者保護手続が完了した日）が属する事業年度からとなります。

なお、資本準備金の取り崩しによる剰余金の増加が先に決議され、当該取り崩しの効力発生日

後に剰余金による損失のてん補が行われた場合には、会社法446条に規定する剰余金（同法447条又は448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限ります。）による損失のてん補が行われた日（損失処理の決議日）の属する事業年度から、この取扱が適用されることとなります。

Q 9 7	合併前に剰余金による損失のてん補を行った法人が被合併法人となる適格吸収合併が行われた場合、その合併法人の資本金等の額から損失のてん補に充てた額を控除することができますか。
-------	---

A 適格吸収合併が行われた場合には、合併法人はそのまま存続しますが、被合併法人は解散してしまうことから、当該合併法人は会社法446条に規定する剰余金（同法447条又は448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限ります。）による損失のてん補を行った法人には該当しません。よって、合併法人の資本金等の額から損失のてん補に充てた額を控除することはできません。

7 申告納付

Q 9 8	清算中の各事業年度の事業税の申告納付に際し、残余財産の一部分配の場合の清算所得に係る事業税（所得割）を控除しきれない場合、清算中の各事業年度の付加価値割からも控除することができますか。
-------	--

A 清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する法人事業税額を計算し（通常の実業年度に準じて計算します。）、当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を申告納付（第8号様式）することとなります。

ただし、清算所得に係る所得割を申告納付すべき法人が、当該申告書に係る清算中の事業年度の期間中に、残余財産の一部を分配する場合における清算所得に係る法人事業税（所得割）がある場合には、当該事業年度において申告納付すべき法人事業税額から、残余財産の一部分配により既に納付すべきことが確定した税額に相当する法人事業税額を控除することができます。（法72の29①）

この場合、控除対象となるのは、清算中の法人が当該事業年度において申告納付すべき合計法人事業税額となるため、所得割のみで控除しきれない場合には、付加価値割からも控除することができます。

Q 9 9	複数の都道府県において事務所又は事業所を有し、事業活動を行っている外形対象法人については、各都道府県ごとに付加価値額等を計算する必要があるのですか。
-------	--

A 複数の都道府県において事務所又は事業所を有し、事業活動を行っている外形対象法人については、これまでと同様、法人の課税標準額の総額を算出した後、各事務所又は事業所の従業者数などの一定の基準（分割基準）を用いて関係都道府県に課税標準額を分割することとなります。

したがって、「所得割」、「付加価値割」、「資本割」の各課税標準額を分割基準を用いて分割する

こととなります。(法72の48①)

Q100	複数の都道府県において事務所又は事業所を有し、事業活動を行っている外形対象法人については、各都道府県に申告書等を提出する必要があるのですか。
------	--

A 複数の都道府県において事務所又は事業所を有し、事業活動を行っている法人については、課税標準額の総額を分割基準によって関係都道府県に分割し、それぞれの都道府県において申告納付することとされています。(法72の48)

この場合において、関係都道府県全てに申告書や関係書類等を提出する必要はないこととされており、外形標準課税に係る申告書等の提出先は次のとおりとされています。

様式番号		様式名	本県本店法人	他県本店法人
第6号様式	別表5の2	付加価値額及び資本金の額の計算書	◎	◎
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書 (特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人が提出)	○	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書 (特定内国法人又は外国法人、収入金額課税事業又は非課税事業を併せて行う法人、課税標準の特例を受ける法人が提出)	○	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書 (持株会社に係る資本圧縮措置を受ける法人が提出)	○	○
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	◎	×
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書 (労働者派遣を受けた法人又は労働者派遣をした法人が提出)	○	×
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	◎	×
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	◎	×
添付書類	貸借対照表 損益計算書 ※販売費及び一般管理費の明細及び製造原価報告書の添付をお願いします。 ※円単位のものをお願いします。	◎	◎	

◎ 必須 ○該当する法人の場合のみ ×提出の必要なし

なお、岐阜県では、岐阜県内に本店を有する外形標準課税対象法人については、外形標準課税の確定申告書を提出される際に、当該事業年度に係る法人税申告書一式（別表1以下各別表、事業概況書及び勘定科目明細内訳書）等の写しを添付いただくようお願いしております。当該外形標準課税対象法人を対象として、税務調査を行っておりますが、事前に法人税申告書の写しをいただくことによって、その際の調査時間を短縮すること等ができますので、何卒ご協力をお願いします。

Q101	第6号様式別表5の3（報酬給与額に関する明細書）の記載で、事務所等ごとの記載が困難な場合はどうすればよいですか。
------	--

A 事務所等ごとの記載が困難な場合は、法人の実態に即した区分による記載で差し支えありません。

Q102	第6号様式別表5の3、第6号様式別表5の3の2、第6号様式別表5の4、第6号様式別表5の5の各種明細書の作成において、明細が多岐にわたる場合はどうすればよいですか。
------	--

A 明細書の内容が明記された既存の作成資料がある場合には、省令様式に別途添付することで差し支えありません。

なお、提出する書類が膨大となる場合には、管轄の県税事務所までご相談ください。

Q103	第6号様式別表5の3の2において、派遣に係る「派遣人数／労働時間数」を記入する欄がありますが、「のべ派遣人数・日」等を記載してもよいですか。
------	--

A 差し支えありません。

ただし、「派遣人数／労働時間数」以外の単位により記載される場合には、その旨「備考」欄に記載してください。

Q104	受取利子（受取賃借料）が支払利子（支払賃借料）を上回るため、純支払利子（純支払賃借料）が「0」になる場合であっても、省令様式の明細書を提出する必要がありますか。
------	--

A 純支払利子（純支払賃借料）が「0」となる場合でも、省令様式の明細書を「記載の手引」に示すとおり記載して提出していただく必要があります。

Q105	第6号様式別表5の5において、期中の支払賃借料及び受取賃借料を契約ごとに記載することは可能ですか。
------	---

A 期中の支払賃借料及び受取賃借料については、原則として、貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに記載していただく必要がありますが、契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに記載して差し支えありません。

Q106	岐阜県における徴収猶予の適用要件はどのようなものですか。
------	------------------------------

A 岐阜県における適用要件は次のとおりです。

なお、①及び②のいずれの場合にも、県税に滞納がないこと、過去3年間に県税の滞納処分を受けたことがないこと、法人が解散又は解散と同等の状態にないことが必要となります。

① 3年以上連続して所得のない法人で、今後経営改善が見込まれるものとして、次のいず

れかに該当する場合

- ア、会社更生法第2条第1項の「更生手続」又は民事再生法第2条第4号の「再生手続」を行っている法人
 - イ、私的整理に関するガイドラインに基づく「再建計画」が成立している法人
 - ウ、株式会社産業再生機構法第22条第3項の支援決定に基づき、株式会社産業再生機構の支援を受けて「事業再生計画」を実施する法人
 - エ、岐阜県中小企業再生支援協議会の支援を受けて「経営改善計画」を実施する法人
 - オ、当該事業年度(中間申告の場合には前事業年度)を含む直近の3事業年度において、当期純損益が「純損失」の法人
 - カ、その他、上記に準ずると認められる法人
- ② 創業5年以内の所得のない法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っているものとして、次のいずれかに該当する場合
- ア、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第9条第1項に基づく「経営革新計画」の行政庁の承認を受けている法人
 - イ、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の主務大臣の認定を受けている法人
 - ウ、中小企業経営革新支援法改正法附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第4条第1項に基づく「研究開発等事業計画」の知事の認定を受けている法人
 - エ、中小企業経営革新支援法改正法附則第4条の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成10年法律第152号)第11条の2第1項に基づく「新事業分野開拓の実施に関する計画」の主務大臣の認定を受けている法人
 - オ、新技術等に基づく創造的事業として、国、県等の助成又は支援を受けている法人
 - カ、その他、上記に準ずると認められる法人

Q107

徴収猶予の申請手続きはどのように行えばよいですか。

- A 法人事業税の申告期限までに、申告書と併せて「徴収猶予申請書」を提出します。
申告期限が延長されている場合には、その延長された申告期限までに提出してください。
また、徴収猶予申請書のほかに、徴収猶予の要件に該当する法人であることを証明する書類が必要となります。

Q108

取扱通知7(1)に、「徴収猶予の適用があるのは、外形対象法人が納付する付加価値割及び資本割のみであること」とあるが、前事業年度が黒字の法人の予定申告を、法第72条の38の2第6項第2号で徴収猶予する場合(「所得がないと見込まれる場合」)は、所得割の徴収猶予があるのではないか。

- A お見込みのとおり。

8 その他

Q109

「一般社団法人」及び「一般財団法人」は、外形標準課税の対象となりますか。

A 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、従来の中間法人法が廃止され、旧中間法人が、一般社団法人及び一般財団法人に移行されています。

非営利型法人（法法2⑨の②）を除く一般社団法人及び一般財団法人は、外形標準課税の対象とされていません。なお、当該非営利型法人であっても、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人も同様とされています。（法72の2①Iイ）